

刑法入門

作成：君塚貴久

目次

- I . 刑法典の建て付け
- II . 刑法の体系
- III . 刑法の目的と処罰対象
- IV . 犯罪の処罰根拠

I . 刑法典の建て付け

i . 刑法典に何が書いてあるのか

▶ 総則（刑法1条～72条）

犯罪の成立・処罰に関する「共通ルール」

ex. 正当防衛、心神喪失、罪数の規定等

▶ 各則（刑法73条～264条）

犯罪の成立・処罰に関する「個別ルール」

ex. 殺人罪、放火罪など「～罪」とかはこの辺

ii . 罪刑法定主義

▶ 内容

どのような行為が犯罪になるのか、そしてそれにどんな刑を科されるのかは、予め**法律**ではっきりと**定め**られていなければならない

▶ 根拠

そうでなければ、私達はいつ自分が処罰されるのか常に怯えながら生活せざるをえなくなる（**自由主義的要請 = 予測可能性の保障**）

また、国民主権の観点から、何を犯罪とするかにつき、民意を反映すべきである。ゆえに、何を犯罪にするかは、国民の代表である国会（立法府）が作成した法律で決められるべき（**民主主義的要請**）

Ⅱ．刑法の体系

i．謙抑主義

- ▶ 刑法は、殺人や監禁、強盗などを禁止している傍ら、死刑や自由刑（懲役・禁錮等）、財産刑（罰金刑等）を科している。刑罰がそもそも人の利益を意図的に侵害するものであることからすれば、刑罰は科さなくて済むなら科さないに越したことはない
 - ➡ 刑罰はなるべく控えめに用いられるべきとする考え方
- ▶ この方向性を念頭においておくと、以下のように刑法が犯罪の成立範囲（処罰範囲）に複数のフィルターを掛けていることの理由も感じ取れる

ii . 犯罪の成立を考えるプロセス

- ▶ ①構成要件該当性、②違法性、③有責性の3つの要素のうち、全てが認められなければ処罰できない
- ▶ また、検討の順番も、①～③の順によることになる
- ▶ なお、それら3つの分類と、上述の刑法典の建て付けとが対応関係にあるわけではない（構成要件該当性は基本的には各則における条文の文言に対応するが、責任阻却を定めたものと理解される条文もある）

① 構成要件該当性（構成要件）

- ▶ 「人を殺した」「他人の財物を窃取した（盗んだ）」など、犯罪の輪郭・骨格のようなもの

ex. 「人に傷害を与えた」場合は、傷害罪（刑法204条）の
構成要件該当性が認められる

cf. 刑法204条：「人の身体を傷害した者は、十五年以下の
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」

② 違法性（違法）

- ▶ ①（構成要件該当性）が認められれば、通常は違法性（＝その行動に対する否定的な評価）が認められる。しかし、正当防衛（刑法36条）などの場合には、違法性が阻却（消されること）され、処罰されない

ex. 「人に傷害を与えた」（構成要件に該当した）場合であっても、それが、相手から攻撃を受けており、自分の身を守るためにやむを得なかったのであれば、（違法性が阻却されて）処罰されない

③ 有責性（責任）

- ▶ ①（構成要件該当性）と②（違法性）が認められる場合であっても、犯罪を回避する動機を持ちえなかった場合（他行為可能性がなかった場合：「非難可能性」がなかった場合）には、責任が阻却されて、処罰されない

ex. 「人に傷害を与えた」場合であり、かつ、正当防衛等が認められない場合であっても、精神の障害等で自分の行動の良し悪しを判断できなかったような場合（心神喪失：刑法39条1項）には、（責任が阻却されて）処罰されない

Ⅲ. 刑法の目的と処罰対象

i. 心情刑法の禁止と行為主義

▶ 心情刑法の禁止

憲法19条*にも明記されているように、内心の自由は厚く保護されるべきであり、それゆえ、人の内心のみを理由に処罰を認めてはならない

*憲法19条：「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

▶ 行為主義

それゆえ、内心にとどまらない、外界に現れた行為のみが処罰の対象となる

ii . 刑法の目的としての法益保護主義

▶ 法益保護主義

刑法は「法益」の保護を目的とする

逆にいえば、「法益」の保護に関係のない場合は、
刑法は用いられるべきではない

➡ 刑法が処罰の対象とするのは、法益を侵害または危殆化する（危険に晒す）行為のみ

▶ 法益とは？

個人に還元できる利益のうち、特に法によって保護されるべきもの

▶ 法益の種類

① 個人的法益：個々人と一対一で結びつく法益

ex. 生命、身体、自由、財産、名誉等

② 社会的法益：不特定の複数人と結びつく法益

ex. 公共安全（放火）、通貨に対する公共の信用等

③ 国家的法益：社会的法益のうち、国家が関わっているもの

ex. 国家の存立、国家的作用

▶ 刑法はどのように法益を保護するか？

【一般人に対して（一般予防）】

- ① 予め一定の行為を（犯罪として）明示的に禁止しておくことで、そもそも国民が犯罪を行わないようにする
- ② それにもかかわらずその行為が行われた場合、その行為を処罰することによって、その行為が禁止されていることを改めて示す

【すでに犯罪を行った者に対して（特別予防）】

刑罰を科すことで、本人の反省を促して、再犯を思い止まらせる

IV. 犯罪の処罰根拠

- ▶ 刑法は法益の保護を目的として、刑罰を科す。では、個々人を処罰してよい積極的な根拠（違法性の本質）は何なのだろうか？

【事例】 殺意をもって人に向けて発砲し、その人が死亡した

- ▶ 犯罪は、大まかに分ければ、行為と結果とで成り立っている
- ▶ ある行為を処罰するにあたって、個々人を処罰をしてよい積極的な根拠は何なのか（=刑法上は何が最も重要な要素なのか=何を契機にして犯罪の有無を判断していくか）をめぐって、法益への侵害・危殆化のみが重要と考える立場と、法益への侵害・危殆化だけでなく、さらに行為規範への違反も重要と考える立場がある

① 法益侵害説（結果無価値論）

- ▶ 刑法は法益を保護するものであるから、法益が侵害または危殆化されたこと（結果の存在）のみが処罰の積極的な根拠になるべき
- ▶ 構成要件は、法益への侵害・危殆化を類型化したものと解す
- ▶ また、心情刑法の禁止に鑑みれば、人の主観面は処罰の積極的な根拠に含めるべきではない

【事例】 殺意をもって人に向けて発砲し、その人が死亡した
(法益侵害説の思考方法)

- ▶ 構成要件該当性の判断として
「人の死」（結果）を出発点とし、そこから時系列を遡って、その「死」と因果関係のある行為を探し当てる
- ▶ 責任の判断として
「人の死」を引き起こしたことについて、「故意」または「過失」がなかったかを判断する。人の内心のあり方は、処罰を積極的に重くするためのものではなく、結果（人の死）を引き起こしたことに対する処罰の重さをどれだけ引き下げうるかを判断するものにすぎない

② 規範違反説（行為無価値論）

- ▶ 刑法は、何をすべきでないか（**行為規範**）を人々に提示する、つまり人々の意識に働きかけることで、法益保護を達成する
- ▶ そのことを前提にすれば、行為規範に違反するかどうかこそが、刑法上は重要といえる。それゆえ、行為規範への違反が、処罰の積極的な根拠として捉えられるべき
- ▶ ただし、「結果」の発生の有無も刑法上は重要な要素であるから、行為規範への違反の有無だけでなく、「結果」の有無も追加的に考慮する（＝構成要件は規範違反とそれに基づく結果発生を類型化したものと捉える）

【事例】 殺意をもって人に向けて発砲し、その人が死亡した
(規範違反説の思考方法)

▶ 構成要件該当性の判断として

「殺意をもって人に向けて発砲したこと」は、殺人罪の禁止（行為規範）に違反する。そして、その規範違反の行為に基づいて「人の死」という結果が発生したかを見る（**主観面を取り込んだ、時系列に沿った判断**）

以上のように、規範違反説では、故意と過失の判断は構成要件段階でなされる。なぜなら、行為規範への違反の重大性は、人の内心を抜きには判断できないからである（過失よりも故意でやった方が重大といえる）